TOKIO MARINE Topics (物流関連速報)

新型コロナウイルスに関連するペルー運送法の最新情報



東京海上日動火災保険株式会社 (2020年5月21日)

新型コロナウイルスの感染者数は全世界で500万人を超え、死者は32万人を突破しました。各国の物流も多大な影響を受けている中、ペルー政府は国際海上物品運送に関する新政令を発令するとともに、ヘーグ・ルールズの脱退を表明しましたので、本号でご案内いたします。

1. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う新政令の制定

新型コロナウイルスはペルーでも猛威を振るい、累計感染者数は 10 万人を超えました。3 月 15 日に発令された緊急 事態宣言は 5 月 24 日まで延長され厳しい外出規制が敷かれていますが、宣言解除後も各種衛生措置は継続予定で す。物流面では陸路・空路での国境が封鎖され、現在に至るまで措置は解除されていません。

ペルー政府は 5 月 10 日、新型コロナウイルス感染拡大に伴う非常事態下における国際海上物品運送の再開・継続・ 効率化を目的とした新政令(政令第 1492 号)を発令しました。新政令の主な要点は以下の通りです。

- ・人と人との接触を削減するため、船荷証券をはじめとする書類のやり取りは電子データでの送受信を原則とする。
- ・運送人は、船荷証券の写しを電子データで提示した受荷主に貨物を引き渡す義務を負う。
- ・貨物の引渡地は受荷主によって変更・指定可能。また運送人の責任は指定地での引渡しが完了するまで継続する。
- ・ペルーで運送人に支払われる運賃をはじめとする諸料金は、すべて船荷証券に明記されなくてはならない。

海上運送においては、原則として受荷主は船荷証券の本紙と引き換えに運送人に貨物の引渡しを要求することができますが、新政令では電子データで引渡しを求めることができると定められました。また、諸料金の船荷証券への明記など、過去からその必要性が議論されていた規定についても明文化されました。今後一か月以内に、より詳細な関連法規が制定される見込みです。なお本政令は新型コロナウイルスの感染拡大を受けて発令されたものですが、現時点ではその有効期限は定められていません。

2. ヘーグ・ルールズ脱退の決定

ペルー政府はさらに 5 月 12 日、ヘーグ・ルールズ(1924 年船荷証券統一条約)を脱退する方針を明らかにしました。この具体的な背景は明らかにされていませんが、上記新政令および今後制定される関連法規と、ヘーグ・ルールズとの間の矛盾を解消することも目的の一つと考えられます。今後ペルー政府は本条約の廃棄を正式に通達し、その一年後に廃棄の効力が生じます。したがって 2021 年 6 月以降に発行される船荷証券のうちペルー法が適用されるものは、ヘーグ・ルールズの対象とならず、上記新政令をはじめとするペルー運送法の対象となります。

3. 弊社グローバルネットワークのご案内

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、各国政府からの指示により行動制限が発生しているものの、現時点では海外拠点の弊社社員、海外クレームエージェントを含め、リモートワークなどを活用してお客様対応を継続しております。事故発生の際には、下記の損害サービスネットワーク、弊社コマーシャル損害部または営業課までご連絡いただきますようお願い致します。

https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/marine_site/songai/kamotsu/kaigai_network/

マリントピックスのバックナンバーはこちら

【出典】 https://www.pe.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00017.html

本 Topics に関するお問い合わせ、ご意見、ご感想等ございましたら、弊社営業担当までお寄せください。編集にあたっては万全の注意を行っていますが、本 Topics 情報の正確性を保証するものではなく、これにより生じたいかなる損害に対して弊社は一切の責任を負わないものとします。

